

平成31年(2019年)3月7日
建設委員会資料
都市基盤部公園担当

(第32号議案)

中野区立公園条例の一部を改正する条例について

1 公園使用料等の改正

(1) 改正理由及び概要

現行の公園使用料等は、平成27年1月1日付で評価替えされた固定資産税評価額を用いて積算し、平成28年4月1日付で施行したものである。

この度、平成30年1月1日に固定資産税評価額の評価替えが行われたことに伴い、公園使用料等の単価を改定する。

見直しは、評価替えに基づき行われる道路占用料の改定に準じ行っている。

(2) 積算方法等

1) 積算方法

公園占用料単価(月額)

$$= \text{ア固定資産税評価額} \times \text{イ使用料率} \times \text{ウ占用面積} \times \text{エ修正率}$$

ア 平成30年度固定資産税評価額23区平均(419,107円)

イ 道路占用料の使用料率に準ずる割合(1,000分の2.8)

ウ 当該占用物件の基準面積(1㎡)

エ 公園に対する影響の度合い(「地上」を1とした場合、「上空」は0.5)

2) 激変緩和措置

上記計算式により積算した額と現行条例額の1.2倍した額とを比較し、低い方の額を採用する。

2 催しのための臨時的占用の許可及び利用料金の規定等の追加

(1) 追加理由及び概要

都市公園法の改正の背景等を踏まえ、利用者満足度の向上や地域活性化に寄与しやすい体制を構築するため、指定管理者が行う業務に催しのための臨時的占用の許可業務を追加するとともに、許可に係る利用料金及び有料施設(体験学習室)の利用料金の限度額の規定を追加する。

(2) 積算方法

1) 積算方法

① 催しのための臨時的占用

「1 公園使用料等の改正」の積算方法によって改正された金額に準ずる。

② 有料施設（体験学習室A、B、C）

下記計算式により算定し、各部屋の面積及び貸出時間で按分し積算する。

$$1 \text{ 日あたりの経費} = (\text{ア所要経費} \times \text{イ貸出面積} \div \text{ウ延床面積}) \\ + \text{エ職員人件費} \div \text{オ年間貸出総日数} \times \text{カ性質別負担割合}$$

ア 年間指定管理料及び減価償却費（56,216,653円）

イ 貸出す部屋の総面積（165,848㎡）

ウ 建築物全体の延床面積（400,76㎡）

エ 区職員の人件費（指定管理者管理のため0円）

オ 年末年始を除く（359日）

カ 所定の係数（0.5）

3 平和の森公園多目的運動広場及び附属設備の利用料金の規定の追加

(1) 追加理由及び概要

平和の森公園の管理運営を、平成32年4月より指定管理者が行うことを可能とするため、多目的運動広場及び附属設備（照明設備）の利用料金の限度額を規定する。

(2) 積算方法等

1) 積算方法

① 多目的運動広場

維持管理費、減価償却費、年間使用日数等により積算した、白鷺せせらぎ公園の多目的運動場の金額に基づき、本五ふれあい公園及び南台いちよう公園と同様に、中野区立公園条例別表第3に定める使用料を準用する。

② 多目的運動広場附属設備（照明設備）

下記計算式により算定し、30分あたりの利用料金として積算する。

$$1 \text{ 時間あたりの利用料金} = (\text{ア年間電気料金} + \text{イ減価償却費}) \\ \times \text{ウ性質別負担割合} \div \text{エ年間枠利用時間}$$

ア 想定稼働時間により積算（778,961円）

イ 照明設備に係る減価償却費（4,508,622円）

ウ 所定の係数（0.7）

エ 想定稼働時間（1,369時間）

2) 減額免除

多目的運動広場及び附属設備の利用料金については、中野区立公園条例施行規則の規定による利用形態別の減免措置を予定する。

また、既に他の施設で実施されているスポーツ施設使用料の軽減策を適用する（平成36年6月30日まで）。

4 中野区立公園条例新旧対照表

別紙のとおり

5 施行予定

(1) 公園使用料等の改正

平成31年4月1日

(2) 催しのための臨時的占有許可及び利用料金の規定の追加

平成31年9月1日

(3) 平和の森公園多目的運動広場及び附属設備の利用料金の規定の追加

平成32年4月1日

【第1条】中野区立公園条例新旧対照表

改正案				現行			
第1条～第17条 (略) (指定管理者が行う業務)				第1条～第17条 (略) (指定管理者が行う業務)			
第18条 指定管理者は、区長が指定する公園について次に掲げる業務を行うものとする。				第18条 指定管理者は、区長が指定する公園について次に掲げる業務を行うものとする。			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 第6条の規定により写真撮影のための臨時的な占有 、 ロケーション(映画、テレビジョン及びビデオの撮影をする場合に限る。)のための臨時的な占有及び催しのための臨時的な占有(以下「臨時的占有」と総称する。)を許可すること。				(2) 第6条の規定により写真撮影のための臨時的な占有 及び ロケーション(映画、テレビジョン及びビデオの撮影をする場合に限る。)のための臨時的な占有(以下「臨時的占有」と総称する。)を許可すること。			
(3)～(8) (略)				(3)～(8) (略)			
第19条～第27条 (略)				第19条～第27条 (略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表第1 (第10条関係)				別表第1 (第10条関係)			
(1) 土地の使用料				(1) 土地の使用料			
種別	単位	金額		種別	単位	金額	
		地上	地下			地上	地下
土地	1平方メートル、1月	1,100円(公募の方法により公園施設を設置する場合は、この金額に500を乗じて得た額の範囲内で区長が定める額)	733円(公募の方法により公園施設を設置する場合は、この金額に500を乗じて得た額の範囲内で区長が定める額)	土地	1平方メートル、1月	781円(公募の方法により公園施設を設置する場合は、この金額に500を乗じて得た額の範囲内で区長が定める額)	520円(公募の方法により公園施設を設置する場合は、この金額に500を乗じて得た額の範囲内で区長が定める額)
(2) (略)				(2) (略)			
別表第2 (第10条関係)				別表第2 (第10条関係)			
公園の占用料				公園の占用料			

占有物件		単位	金額	
電柱	本柱、支柱又は支線	1本につき 1月	1,583円	
標識		1本につき 1月	938円	
水道管、下水 水道管、ガ ス管	外径40センチメ ートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1月	140円	
	外径40センチメ ートル以上1メー トル未満のもの		351円	
	外径1メートル以 上のもの		703円	
電線	電線	長さ1メートルにつき 1月	117円	
	地下電線		外径40セン チメートル未 満のもの	140円
			外径40セン チメートル以 上1メートル 未満のもの	351円
			外径1メー トル以上のもの	703円
鉄塔		占有面積 1平方メートルに つき 1月	1,173円	
変圧塔、マンホール類		1個につき 1月	1,173円	
郵便差出箱又は信書便差出箱		1個につき 1月	469円	
公衆電話所		1個につき 1月	1,173円	
地下の占有 物件	地上露出部分	占有面積 1平方メートルに つき 1月	865円	

占有物件		単位	金額	
電柱	本柱、支柱又は支線	1本につき 1月	1,377円	
標識		1本につき 1月	816円	
水道管、下 水道管、ガ ス管	外径40センチメ ートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1月	122円	
	外径40センチメ ートル以上1メー トル未満のもの		306円	
	外径1メートル以 上のもの		612円	
電線	電線	長さ1メートルにつき 1月	102円	
	地下電線		外径40セン チメートル未 満のもの	122円
			外径40セン チメートル以 上1メートル 未満のもの	306円
			外径1メー トル以上のもの	612円
鉄塔		占有面積 1平方メートルに つき 1月	1,020円	
変圧塔、マンホール類		1個につき 1月	1,020円	
郵便差出箱又は信書便差出箱		1個につき 1月	408円	
公衆電話所		1個につき 1月	1,020円	
地下の占有 物件	地上露出部分	占有面積 1平方メートルに つき 1月	721円	

	地下部分	占有面積1平方メートルにつき 1月	<u>351円</u>
高架の占有物件		占有面積1平方メートルにつき 1月	<u>586円</u>
天体気象又は土地の観測施設		占有面積1平方メートルにつき 1月	<u>987円</u>
写真撮影	常時占有	1台につき 1月	<u>9,360円</u>
	臨時的な占有	1回(1時間以内とする。)につき	<u>1,675円</u>
ロケーションのための 臨時的な占有	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	1回(1時間以内とする。)につき	<u>14,625円</u>
その他の占有		占有面積1平方メートルにつき 1日	<u>39円</u>

別表第3 (略)

別表第4 (第24条、第25条関係)

臨時的占有に係る利用料金

占有物件		単位	限度額
写真撮影	臨時的な占有	1回(1時間以内とする。)につき	<u>1,675円</u>
ロケーションのための 臨時的な占有	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	1回(1時間以内とする。)につき	<u>14,625円</u>
催し	臨時的な占有	占有面積1平方メートルにつき 1日	<u>39円</u>

別表第5 (第24条、第25条関係)

	地下部分	占有面積1平方メートルにつき 1月	<u>306円</u>
高架の占有物件		占有面積1平方メートルにつき 1月	<u>510円</u>
天体気象又は土地の観測施設		占有面積1平方メートルにつき 1月	<u>823円</u>
写真撮影	常時占有	1台につき 1月	<u>8,160円</u>
	臨時的な占有	1回(1時間以内とする。)につき	<u>1,445円</u>
ロケーションのための 臨時的な占有	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	1回(1時間以内とする。)につき	<u>12,750円</u>
その他の占有		占有面積1平方メートルにつき 1日	<u>34円</u>

別表第3 (略)

別表第4 (第24条、第25条関係)

臨時的占有に係る利用料金

占有物件		単位	限度額
写真撮影	臨時的な占有	1回(1時間以内とする。)につき	<u>1,445円</u>
ロケーションのための 臨時的な占有	映画、テレビジョン及びビデオの撮影	1回(1時間以内とする。)につき	<u>12,750円</u>

別表第5 (第24条、第25条関係)

(1) 有料施設の利用料金

種別	単位	限度額
野球場 ～ 自動車駐車場	(略)	(略)
体験学習室A	1回(1時間以内)	1,300円
体験学習室B	1回(1時間以内)	900円
体験学習室C	1回(1時間以内)	500円

備考 (略)

(2)・(3) (略)

(1) 有料施設の利用料金

種別	単位	限度額
野球場 ～ 自動車駐車場	(略)	(略)

備考 (略)

(2)・(3) (略)

【第2条】中野区立公園条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第27条 (略) 附 則 1～6 (略) (使用料の額等の特例措置) 7 <u>平成32年4月1日から平成36年6月30日までの間</u> における、別表第3の規定の適用については、同表中「6,500円」とあるのは「3,300円」とし、別表第5(1)の表の規定の適用については、同表中「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「1,100円」とあるのは「600円」と、「1,210円」とあるのは「610円」と、「12,100円」とあるのは「6,100円」と、「18,100円」とあるのは「9,100円」と、「24,700円」とあるのは「12,400円」と、「47,800円」とあるのは「23,900円」と、「6,500円」とあるのは「3,300円」とし、	第1条～第27条 (略) 附 則 1～6 (略) (使用料の額等の特例措置) 7 <u>平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間</u> における、別表第3の規定の適用については、同表中「6,500円」とあるのは「3,300円」とし、別表第5(1)の表の規定の適用については、同表中「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「1,100円」とあるのは「600円」と、「1,210円」とあるのは「610円」と、「12,100円」とあるのは「6,100円」と、「18,100円」とあるのは「9,100円」と、「24,700円」とあるのは「12,400円」と、「47,800円」とあるのは「23,900円」とし、別表第5(2)の表の規定の適用については、同表中「1,

別表第5(2)の表の規定の適用については、同表中「1,000円」とあるのは「500円」と、「600円」とあるのは「300円」とし、別表第5(3)の表の規定の適用については、同表中「200円」とあるのは「100円」と、「1,800円」とあるのは「900円」と、「300円」とあるのは「200円」と、「1,400円」とあるのは「700円」とする。

別表第1～別表第4 (略)

別表第5 (第24条、第25条関係)

(1) 有料施設の利用料金

種別	単位	限度額
野球場 ～ 体験学習室C	(略)	(略)
多目的運動広場	1回(2時間以内)	6,500円

備考 (略)

(2) (略)

(3) 附属設備の利用料金

種別	附属設備	単位	限度額
弓道場 ～ 庭球場	(略)	(略)	(略)
多目的運動広場	照明設備	30分以内	1,400円

000円」とあるのは「500円」と、「600円」とあるのは「300円」とし、別表第5(3)の表の規定の適用については、同表中「200円」とあるのは「100円」と、「1,800円」とあるのは「900円」と、「300円」とあるのは「200円」とする。

別表第1～別表第4 (略)

別表第5 (第24条、第25条関係)

(1) 有料施設の利用料金

種別	単位	限度額
野球場 ～ 体験学習室C	(略)	(略)

備考 (略)

(2) (略)

(3) 附属設備の利用料金

種別	附属設備	単位	限度額
弓道場 ～ 庭球場	(略)	(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6項から附則第8項までの規定 公布の日

(2) 第1条中別表第1(1)の表及び別表第2の改正規定、別表第4の改正規定（同表に次のように加える改正規定を除く。）並びに次項から附則第4項までの規定
平成31年4月1日

(3) 第1条中第18条第2号の改正規定、別表第4に次のように加える改正規定及び別表第5(1)の表に次のように加える改正規定 平成31年9月1日

(4) 第2条及び附則第5項の規定 平成32年4月1日

（経過措置）

2 前項第2号に規定する施行の日の前日までに公園施設の設置の許可を受けている者のうち、当該公園施設の設置の期間が1年以内のものに係る土地の使用料の額については、なお従前の例による。

3 附則第1項第2号に規定する施行の日の前日までに公園の占用の許可を受けている者のうち、当該公園の占用の期間が1年以内のものに係る占用料の額については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に規定する施行の日の前日までに写真撮影のための臨時的な占有及びロケーション（映画、テレビジョン及びビデオの撮影をする場合に限る。）のための臨時的な占有の許可を受けている者の利用料金については、なお従前の例による。

5 第2条の規定による改正後の中野区立公園条例（以下「新条例」という。）附則第7項の規定は、附則第1項第4号に規定する施行の日以後の有料施設の使用に係る使用料並びに有料施設、附属施設及び附属設備の使用に係る利用料金及び使用料の限度額について適用し、同日前の有料施設の使用に係る使用料並びに有料施設、附属施設及び附属設備の使用に係る利用料金及び使用料の限度額については、なお従前の例による。

（準備行為）

6 第1条の規定による改正後の別表第4に規定する催しのための臨時的な占有並びに改正後の別表第5(1)の表に規定する体験学習室A、体験学習室B及び体験学習室Cの使用に係る手続その他必要な行為は、附則第1項第3号に規定する施行の日前においても行うことができる。

7 新条例別表第5(1)の表に規定する多目的運動広場の使用及び新条例別表第5(3)の表に規定する多目的運動広場の附属設備の使用に係る手続その他必要な行為は、附則第1項第4号に規定する施行の日前においても行うことができる。

8 附則第1項第4号に規定する施行の日前に新条例別表第5(1)の表に規定する多目的運動広場及び新条例別表第5(3)の表に規定する多目的運動広場の附属設備について新条例附則第7項に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の利用料金及び使用料の限度額については、新条例別表第5(1)の表に規定する多目的運動広場及び新条例別表第5(3)の表に規定する多目的運動広場の附属設備に係る利用料金及び使用料の限度額に同項の規定を適用した場合の新条例別表第5(1)の表に規定する多目的運動広場及び新条例別表第5(3)の表に規定する多目的運動広場の附属設備に係る利用料金及び使用料の限度額の規定を適用した額とする。